

令和8年度働き方改革取組発信事業業務委託 業務仕様書

1 目的

本事業は、若者世代、特に女性が県外に流出する状況が深刻化していることを背景に、県内の中小企業等において働き方に関する意識改革を促し、個別の課題に応じた支援を行うとともにその取組事例を発信することで、地域全体において働きやすい職場づくりを推進し、多様な人材の確保につなげる。

なお、本業務は、三重県地域活性化雇用創造プロジェクト（注）として実施する。

（注）地域活性化雇用創造プロジェクトについての詳細は、別紙の実施要領及び交付要綱を参照のこと。

2 業務名称

令和8年度働き方改革取組発信事業業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務概要

（1）業務内容

① 働き方改革アドバイザー派遣業務

派遣要望のあった県内企業に対しアドバイザーを派遣し、企業の課題に応じた効果的な助言を行うことにより、モデル事例を創出するとともに、その取組内容を広く情報発信する。

ア 対象者

県内企業であり、取組成果をモデル事例として発信することに協力できる企業。ただし、派遣企業の決定にあたっては、県と協議のうえ選定すること。

イ 派遣企業数・回数

派遣企業数は計9社以上、派遣回数のはのべ36回以上とし、内訳は次のとおりとする。

ただし、内訳は募集状況や進捗状況により、県と協議のうえ調整できることとする。

（内訳）

【柔軟に働ける職場づくりコース】 : 3社程度（※）×4回程度

【働きがいのある職場づくりコース】 : 3社程度 ×4回程度

【職場環境改善コース】 : 3社程度 ×4回程度

※少なくとも1社は、短時間正社員制度の導入を支援すること。

ウ 派遣場所・方法

原則アドバイザーが派遣企業に出向くこととする。ただし、効果的に実施できる場合や、その他県が認める場合は、Web会議システム等を利用して、遠隔での実施も可とする。なお、Web会議システムの利用環境等については、受託者の責任において確保すること。

エ 内容（以下の内容を網羅し、県と協議のうえ決定すること）

a 課題の確認、掘り起こし

派遣企業において、働きやすい職場づくりの取組を進めるうえでの課題の掘り起こしを図る。また、すでに取り組んでいる企業においては、次のステップへ進めるよう、課題の確認・掘り起こしを図る。

b 推進体制の構築を支援し、課題解決の方策の検討

課題解決に向けては、派遣企業内において、従業員の中から推進キーパーソンを任命

し、その推進キーパーソンとともに、具体的にどのような取組を導入することによって、その企業にあった形で働きやすい職場づくりが進められるのかを検討する。

c 派遣計画の作成

初回派遣時に企業の課題を聞き取り、派遣計画を作成する。計画には本事業による最終目標を定め、目標達成に向けた各回の実施時期、取組内容等を記載する。

d 具体的な取組の実施の助言とモデル事例の創出

企業が、具体的に取組を進めるにあたって、より効果的に取り組めるよう助言を行い、県内他企業の参考となるモデル事例の創出を目指す。

e 取組状況の発信

支援状況・取組状況を SNS 等により発信する。発信内容は企業と協議し、事業活動の阻害や個人情報漏洩につながらないように注意すること。

f 取組の進捗状況の検証

取組の進捗状況を管理・検証することにより、より効果的な、継続性をもった取組につなげる。

g 各コースにおける助言内容（例）について

【柔軟に働ける職場づくりコース】

短時間正社員制度など、従業員がライフスタイルに応じて柔軟に働き続けられる就労形態の導入・拡充に関すること（新たな就労形態の導入にあたって必要な人事評価制度の整備や、運用しやすい環境づくりを含む）

【働きがいのある職場づくりコース】

人事評価やキャリアパスなど人材育成に関する制度の見直し、従業員の意見が反映しやすい仕組みの構築など、若者や女性をはじめ、だれもが働きがいをもてる職場づくりに関すること

【職場環境改善コース】

上記2コースの他に、職場における女性の健康課題への対策、業務の属人化解消による休みやすさの向上など、だれもが働きやすく休みやすい職場づくりに関すること

h その他

必要に応じて、関係団体や市町等と連携した支援（窓口の紹介など）や企業内研修の開催支援（講師派遣など）を行うことにより、働きやすい職場づくりの推進につなげる。

i アドバイザーの要件

派遣するアドバイザーは、以下の要件を満たす者とする。

- ・ 働きやすい職場づくりに関する知識があり、過去に働きやすい職場づくり等に関するセミナーや研修等の講師としての実績があること。
- ・ 企業の働きやすい職場づくりについて、課題解決に対するアドバイスができ、社内における推進体制づくりも含めて支援できること。

② 取組成果共有会の開催

①のアドバイザー派遣による取組成果共有会を開催し、派遣企業から取組内容や進捗状況等を発表させることで、課題やその解決策などを情報共有するとともに、派遣企業の今後の取組に対しアドバイザーが助言等を行う。さらに、派遣企業同士の意見交換を通じ、交流・学び合いの場となるような内容とするものとする。

ア 対象者

アドバイザー派遣企業のほか、働きやすい職場づくりに取り組む意欲のある企業等。

イ 開催回数

- a 中間成果共有会：コース別に1回ずつ、計3回開催する。
- b 最終成果共有会：全コース対象の最終成果共有会を1回開催する。

ウ 開催方法等

- ・ 県と協議のうえ、有効な方法で実施できると県が認めた場合は、Web 会議システムを利用した遠隔での実施も可能とする。
- ・ 開催に必要なとなる機材は受託者の責任により準備するものとする。
- ・ Web 会議システムの利用した実施方法とする場合は、派遣企業など参加者の環境等については、受託者の責任において確保すること。

エ 開催時期

以下の条件をふまえて、県と協議して決定するものとする。

- a 中間成果共有会：原則全ての派遣企業が2回程度の派遣を終了していること。
- b 最終成果共有会：原則全ての派遣企業が全4回の派遣を終了していること。

オ 開催場所

開催場所は三重県内とし、県と協議して決定する。

カ 規模等

a 中間成果共有会

それぞれのコースにおいて取り組んだ企業が原則参加することとする。なお、取り組んだコース以外の共有会にも参加可能とする。

b 最終成果共有会

全3コースに取り組む企業のほか、働きやすい職場づくりに取り組む意欲のある県内企業などへ広く周知して、参加者を募ることとし、参加企業数は14社以上とする。

キ 内容（以下の内容を網羅し、県と協議のうえ決定すること）

- ・ 派遣企業が自社の取組内容や進捗状況等について発表する。取り組む上での課題及びその解決策について、参加者間で情報共有するとともに、アドバイザーが、各発表について留意点や今後に向けての助言を行うこと。
- ・ 意見交換等の方法により、派遣企業及び参加企業が、交流し、学び合う機会を設定すること。
- ・ 参加企業に対し、事業効果を測定するためのアンケート調査を実施すること。

③ 働き方改革セミナーの開催

だれもが働きやすく、働きがいのある職場づくりについて、企業や従業員の意識改革を促すセミナーを開催する。

ア 対象者

働きやすい職場づくり、働きがいのある職場づくりに取り組む意欲のある企業や従業員など。

イ 開催回数

回数は2回以上とし、開催時期は県と協議して決定するものとする。

ウ 開催方法

三重県内の会場での開催とする。県と協議のうえ、有効な方法で実施できると県が認めた場合は、Web 会議システム等を利用して遠隔での実施も可能とする。開催に必要なとなる機材やシステム環境は受託者の責任により準備するものとする（参加者は無料で参加できるものとする。機材に関しては、参加者がそれぞれ準備するものとする）。

エ 規模等

働きやすい職場づくり、働きがいのある職場づくりに取り組む意欲のある企業や従業員を中心に広く参加者を募り、合計で70社以上の参加者を募るものとする。

オ 内容（以下の内容を網羅し、県と協議のうえ決定すること）

セミナーのプログラムは、講師による講演の他、受託事業者において提案し、県と協議して決定するものとする。なお、以下の条件を満たすこと。

- ・ 1回は、短時間正社員制度を活用している県内企業等の優良事例の紹介を含めることとし、短時間正社員制度をはじめとした多様な働き方の活用により柔軟に働き続けられる職場づくりにつながる内容とすること。
- ・ 1回は、若者をはじめ、様々な世代がともに働きがいをもてる職場づくりにつながる内容とすること。
- ・ 講師との質疑応答の機会を設けること。Webセミナーの場合も、双方向でのやりとりができること。
- ・ 参加企業に対し、事業効果を測定するためのアンケート調査を実施すること。
- ・ 実施回数のうち1回以上は、今後県の業務に活用できるよう、講師及び参加者の了承を得たうえで講演の様子を録画し、県が指定する編集を行ったうえでDVD等にデータを格納し、県が指定する期限までに県に納品すること。また、県が当該動画を県ホームページ上で公開した場合に、その情報発信を行うこと。

カ 講師

講演を行う講師は、以下の要件を満たす者を1人以上選定し、県と協議の上決定するものとする。

- ・ 働きやすい職場づくり、働きがいのある職場づくりについて深い知見を有していること又は自身の職場において改革の実績（社会的に評価されたもの）があること。
- ・ 働きやすい職場づくり、働きがいのある職場づくりに関するセミナーや研修等の講師としての実績が多数あること。

④ 企業で働く人のための出前講座

派遣要望のあった県内企業に対して講師を派遣し、企業の課題に応じて従業員の意識改革を促す出前講座を開催する。

ア 対象者

働きやすい職場づくりに取り組む意欲のある企業の従業員など。なお、講師派遣希望が多数の場合は、県と協議の上決定する。

イ 開催社数

10社程度とし、開催時期は開催先と協議して決定するものとする。

ウ 開催方法

原則、講師が企業に出向くこととする。ただし、効果的に実施できる場合や、その他県が認める場合は、Web会議システム等を利用して、遠隔での実施も可とする。なお、Web会議システムの利用環境等については、受託者の責任において確保すること。

エ 規模等

1社5名以上とし、合計で50名以上の参加者を募るものとする。

オ 内容（以下の内容を網羅し、県と協議のうえ決定すること）

セミナーのプログラムは、講師による講演の他、受託事業者において提案し、県と協議して決定するものとする。なお、以下の条件を満たすこと。

- ・ 開催テーマについては、派遣を希望する企業のニーズをふまえながら、多様な働き方の理解または様々な世代がともに働きがいをもてる職場づくりに関するものとし、従業員の知識の向上にとどまらず意識改革や行動変容につなげるものとする。

- ・ 講師との質疑応答の機会を設けること。Web セミナーの場合も、双方向でのやりとりができること。
- ・ 派遣企業に対し、事業効果を測定するためのアンケート調査を実施すること。

カ 講師

講演を行う講師は、以下の要件を満たす者とし、必要に応じて県と協議を行う。

- ・ 働きやすい職場づくりに精通し、深い知見を有していること。
- ・ 働きやすい職場づくりに関するセミナーや研修等の講師としての実績が多数あること。

⑤ 働き方改革に関する相談対応

働き方改革に関する相談を受け付け、県内企業の課題を適時把握し、助言を行うとともに、①～④の事業の活用につなげる。

ア 対象者

働き方改革に取り組むうえで課題が生じている県内中小企業等。

イ 相談受付期間

令和8年7月から令和9年2月26日（金）まで（開始日は県と協議）。対応日は、月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日および12月29日から1月3日を除く。）の午前9時から午後5時までを基本とする。なお、受託者の事務所の開所日・開所時間がこれと異なる場合は、別途県と協議のうえ決定するものとする。

ウ 相談受付体制

メール（または電子フォーム）及び電話等で相談を受け付け、相談内容に沿った専門家と連携しながら対応する。また、必要に応じて対面や Web 会議システムに切り替える。対面の場合は、相談しやすい環境について配慮すること。

エ 相談対応内容

働き方改革に取り組むうえでの課題全般。

（例）テレワーク導入時の労務管理、物価上昇・賃上げへの対応、助成金、人手不足、生産性向上、ハラスメント対策など。

(2) 事業の周知・啓発

上記（1）の事業について、それぞれチラシの作成・配布等により広く周知啓発を行う。チラシの印刷部数は以下のとおりとし、そのうち県が指定する部数は県が指定した日までに雇用経済部雇用対策課へ納入すること。なお、印刷部数については、事業の進捗状況等によって、県と協議のうえ、総数は変えずに事業間で印刷枚数を変更することを可能とする。

また、本事業は厚生労働省「地域活性化雇用創造プロジェクト（第4期）」として実施することから、チラシには三重県地域活性化雇用創造プロジェクト事業である旨を明記し、事業を活用しようとする企業が三重県地域活性化雇用創造プロジェクトの賛助会員となるよう勧奨するとともに、企業の課題に応じて同プロジェクト内の別事業の利用を促すこと。

- ・ ①アドバイザー派遣及び②の最終成果共有会について合計 6,000 部以上
- ・ ③セミナー開催について各回 2,000 部以上
- ・ ④出前講座について 2,000 部以上
- ・ ⑤相談対応について 3,000 部以上

(3) 管理調整業務

- ・業務の遂行に際しては委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を密に行うこと。
- ・事業の進捗を管理し、(1)①～⑤の業務及び(2)の周知・啓発の状況については、定期的に業務報告を行い、事業全体のスケジュールを明示すること。
- ・事業の実施にあたっては、地域活性化雇用創造プロジェクトの実施要領及び交付要綱を遵守すること。
- ・同プロジェクトの実施にあたり、必要に応じて、県において採用状況に関する調査を行う場合がある。この調査のフォロー（対象企業の連絡先の作成、未回答企業への回答依頼）を、受託事業者において行うこと。なお、対象企業は本事業を活用した企業等とする。

(4) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

ア 提出方法

委託業務実績報告書の内容や体裁は次のとおりとし、紙（原則、A4両面）1部と電子データ（Word または Excel）を提出するものとする。

- a 業務名・受託者名・業務名・契約額・完了日を記載し、代表者印のあるもの
- b (1)の各事業の実績を示すもの
- c (2)の周知実績及びチラシ
- d 経費報告書及びその根拠資料（地域活性化雇用創造プロジェクトの規定に従うこと）

イ 提出期限

履行期限である令和9年3月19日（金）までとする。

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

6 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報情報の適切な管理のために、別記「個人情報情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報情報の取扱いに

は十分に留意すること。また、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部雇用対策課 働き方改革・人材育成班 担当：山添、阪本

電話：059-224-2454 電子メール：koyou@pref.mie.lg.jp